

古賀都市計画地区計画の変更（古賀市決定）

古賀都市計画地区計画を福岡広域都市計画地区計画に名称を改め、次のように変更する。

平成10年4月15日 古賀市告示第51号

第1回変更：平成29年1月24日 古賀市告示第10号

名 称		永浦地区地区計画
位 置		古賀市鹿部字永浦、播磨及びウツキ
面 積		約6.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、工業団地として開発された地域と隣接し、地区内にはすでに病院、し尿処理場、勤労者センター等が立地しほとんど市街化しており、建築物等の用途の制限を行うことにより周辺の工場団地との調和に配慮した市街地の環境を形成し保全することを目的とする。
	土地利用の方針	本地区は、周辺工場団地と調和した主として周辺環境の悪化をもたらす恐れのない工業等の増進を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途の制限を行い、なお一層良好な街並みの創出を誘導するとともに、隣接する工場団地と調和する環境の形成を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の建築物は、建築してはならない。ただし市長が良好な地区の環境を害する恐れがないと認めたものを除く。 1 ホテル、旅館 2 麻雀屋、パチンコ屋 3 劇場、映画館、演芸場、観覧場 4 自動車教習所
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡。但し、この地区計画の決定告示があった日の翌日において1,000㎡未満である土地であってその全部を一の敷地として使用するものについてはこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画地区計画の名称を変更するものです。